

野田市告示 第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、野田都市計画生産緑地地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、野田市建設局都市部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年12月24日

野田市長 鈴木 有

1 都市計画の種類及び名称

野田都市計画生産緑地地区

51号吉春生産緑地地区、52号柳沢新田第1生産緑地地区、75号上花輪第2生産緑地地区、76号堤根新田生産緑地地区、100号山崎第18生産緑地地区、145号山崎貝塚町第4生産緑地地区、154号関宿台町第2生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

野田市清水公園東一丁目、柳沢新田字柵形、上花輪字太子前、堤根新田字窪、山崎字宿、山崎貝塚町及び関宿台町字西一の各一部の区域